



SuMi TRUST年金ニュース



(平成30年5月14日)

三井住友信託銀行 年金企画部

【確定拠出年金】 確定拠出年金関連命令等の改正に係る パブリックコメント手続きの開始

平成30年5月11日、「確定拠出年金運営管理機関に関する命令の一部を改正する命令案及び確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令案」等の改正案に係るパブリックコメント手続きが開始され、6月9日までの間、意見募集が行われております。

- ① 確定拠出年金運営管理機関に関する命令の一部を改正する命令案及び確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令案に関する御意見募集（パブリックコメント）について
<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495180025&Mode=0>
- ② 「確定拠出年金制度について」の一部改正案に関する御意見募集（パブリックコメント）について
<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495180026&Mode=0>
- ③ 「事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）」の一部改正について
<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=225018005&Mode=0>

I. 概要

平成30年4月20日の第20回社会保障審議会企業年金部会において、確定拠出年金における兼務規制について、現在禁止されている運営管理機関の営業職員による運用商品の提示及び情報提供を可能とすることについて議論が行われました。

これを踏まえて、運営管理機関が加入者等のために忠実に業務を行うことを確保するための措置（業務管理体制の整備等）を規定する関連命令等の改正案に係る意見募集が実施されるものです。

（平成30年4月20日の第20回社会保障審議会企業年金部会の内容については、[平成30年4月20日付 SuMiTRUST年金ニュース](#)をご参照ください。）

II. 施行期日

平成31年7月1日

以上

本資料は、作成日において弊社が信頼できると判断した情報等に基づいて作成したものであり、その情報の正確性・確実性について保証するものではありません。本資料の内容に関する疑問・不明点がございましたら、弊社営業担当店舗等にご照会下さいようお願い申し上げます。本メールまたはファックスが、万一誤ってご登録先以外の方に着信した場合には、お手数ですが次の担当部署までご連絡下さいませお願い申し上げます。〔担当部署〕三井住友信託銀行株式会社 年金企画部 〔電話番号〕03-6256-3581